

但し本部委員會、必要と認めたる場合に、存続
書記の任命スルコトヲ得

第十四條 組舎長ハ大會ニ於テ選擧ス

第十五條 本部委員ハ、支部員數ニヨリ各支部ヨリ選
出ス

五十名以下四名

百名以下四名

百五十名以下九名

百五十名以上五十名ヲ増ス各

一名

各支部長

第十六條 理事ハ本部委員ノ互選トシ各部門ヲ擔任

スルコトス

但し財政部担任本部委員ハ會計ニ兼テ
スルコトス

第十七條 理事ハ理事會ニ於テ選擧スルコトス

第十八條 各役員ノ任期ハ二年トシ但し再選ノ妨ケス

補欠選擧ノ場合ハ前任者ノ残任期間ヲ繼承
スルコトス

第五章 加入及脱退

第十九條 本組合ニ加入セシムル者ハ既定ノ様式ニヨリ入
會金及下月以上ノ會費ヲ納入本部又ハ支部ニ
申込ムハレ

第二十條 本組合員ニシテ脱會セシムル時ハ其ノ理由ヲ以
記シ組舎員証及ビ徽章ヲ返シ所屬支部又
ハ本部ニ届出スル

第二十一條 本組合員ニシテ本組合ノ規約及決議ニ違反シ
若クハ本組合ノ名譽ヲ汚損シタル者ハ本部員